

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、経営方針に基づき、企業価値の最大化を目的として、経営環境の変化への柔軟かつ的確な対応と競争力の強化をめざし、透明性・健全性の高い経営体制づくりとそのチェック機能の充実及び公正性を高めることが重大課題と考え、コーポレート・ガバナンス強化に取り組んでおります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社北村興産	2,264,828	13.77
株式会社十六銀行	800,000	4.86
岐阜信用金庫	747,000	4.54
KVK取引先持株会	696,400	4.23
元気なぎふ応援基金	539,110	3.27
北村博志	537,000	3.26
北村嘉弘	529,000	3.21
末松容子	515,062	3.13
KVK従業員持株会	456,156	2.77
渡辺パイプ株式会社	447,730	2.72

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	機械
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---



指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

**監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況**

監査役、会計監査人、内部監査室との連携については、必要に応じて相互の意見・情報交換を行うなど連携を密にして監査の実効性と効率性をめざしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

**会社との関係(1)**

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村 静之	弁護士													
杉浦 勝美	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

**会社との関係(2)**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 静之	○	木村法律事務所 弁護士 富士変速機株式会社 社外取締役 レシップホールディングス株式会社 社外取締役	法律に関する豊富な専門的知識をもとに、中立的・客観的な視点から監査を行っており、社外監査役に選任しているものです。  (独立役員指定理由) 東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に照らし、人的関係・資本的関係・取引関係など該当しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけると判断し、独立役員として指定しております。

杉浦 勝美	○	杉浦勝美税理士事務所 税理士 ニチハ株式会社 社外監査役	<p>会計財務・税務に関する豊富な専門的知識をもとに、中立的客観的な視点から監査を行っており、社外監査役に選任しているものです。</p> <p>(独立役員指定理由) 東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に照らし、人的関係・資金的関係・取引関係など該当しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけると判断し、独立役員として指定しております。</p>
-------	---	---------------------------------	--

### 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項
---------------

当社は、すべての社外取締役及び社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明
--------------

平成20年6月開催の第61期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、社内取締役及び常勤監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明
--------------

株価変動に伴うメリット・リスクを株主の皆様と共有することにより、企業価値向上への貢献意欲や士気を高めるため、ストックオプションを付与しております。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: #FFD700; padding: 2px;">更新</span>
---

平成29年3月期における当社の取締役及び監査役に対する年間報酬などの総額は次の通りであります。

- (1)取締役 9名 107,127千円
- (2)監査役 3名 15,968千円

(注)

- 1.上記には、平成28年6月24日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
- 2.取締役の報酬などの総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 3.上記報酬などの総額には、株式報酬型ストックオプションによる報酬額が含まれております。
- 4.上記のうち、社外取締役1名、社外監査役2名に対する報酬などの総額は7,320千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
------------------------

取締役及び監査役の報酬額については、株主総会の決議により、取締役及び監査役の年間報酬額の上限を決定しております。また、当社の定める一定の基準に従い、各取締役の報酬額は取締役会により決定し、各監査役の報酬額は監査役会の協議により決定いたします。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当者は設けておりませんが、必要に応じて内部監査室や総務部・企画部・経理部・情報システム部で構成する経営管理本部と連携し対応しております。  
また、会社の経営に関する情報を定期的に提供し、取締役会の開催に際しては、資料の事前送付を行うとともに、重要案件について事前説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会、監査役会を設置しております。社外監査役を含めた監査役は、会計監査人及び内部監査室と連携して監査を行い、現在の監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。  
業務執行、監査・監督などについては、「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」並びに巻末の参考資料をご参照ください。

### (取締役会)

取締役会は、社内取締役6名、社外取締役1名で構成し、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関わる重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。また、迅速な意思決定を図るため、社内取締役及び常勤監査役で構成する経営会議を毎週1回開催しております。  
なお、当社は取締役の経営責任の明確化を図るため、平成20年6月に取締役の任期を1年に短縮しております。

### (監査役会)

監査役会は、社内監査役1名、社外監査役2名で構成し、奇数月、4月及び6月に開催し、監査役会で決定された監査方針・監査計画に基づき、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は重要会議へ出席するなど経営の適正な監査・監視に努めております。  
また、監査役は会計監査人、内部監査室及び社外取締役と定期的に意見交換を行い、連携強化を図っております。

### (内部監査)

社長直轄の専任スタッフによる内部監査室を設置し、監査役と連携し当社及び子会社の業務監査を実施し、業務改善に向けた指摘・指導を行っております。

### (会計監査)

会計監査は、監査法人アンビシャスと監査契約を締結し、年間監査計画に基づき会計監査を受けております。なお、監査法人及び当社の監査に従事する業務執行社員と当社との間には人的、資本的または取引関係その他の利害関係はありません。

平成29年3月期において、監査業務を執行した公認会計士の氏名及び当社に係る継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は、以下の通りであります。

#### (1) 監査業務を執行した公認会計士の氏名及び当社に係る継続監査年数

代表社員 業務執行社員 吉田実郎 2年

代表社員 業務執行社員 諏訪直樹 4年

#### (2) 監査業務に係る補助者の構成

監査法人アンビシャスに勤務する公認会計士3名

#### (3) 監査報酬等の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務(監査証明業務)に基づく報酬 18,000千円

それ以外の業務に基づく報酬はありません。

### (取締役及び監査役との責任限定契約)

当社は、社外取締役及び社外監査役との間において、定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役1名を含む取締役会と社外監査役2名を含む監査役により、一般株主と利益相反が生じる恐れのない客観的な立場から、それぞれの専門的知識及び豊富な経験などを活かした観点で、取締役会において発言をいただいております。よって、経営監視機能の客観性及び中立性は確保されているとの認識から、当社は現状の体制を採用しております。

### (社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準または方針)

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針について特別に定めておりませんが、その選任にあたっては東京証券取引所の独立役員に関する独立性の基準などを参考にしております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるように、招集通知の発送早期化に努めております。平成29年3月期の招集通知の発送は、法定期日より1日早い、6月12日に送付しております。
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主の皆様にご出席いただけるように決算・監査日程の迅速化を図り、株主総会の早期開催に努めております。平成29年3月期の株主総会開催日は、集中日より1日早い6月28日に開催しております。
その他	株主総会における事業報告のビジュアル化を図り、開かれた、わかりやすい株主総会運営に努めております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	<p>当社への理解を深めていただけるように、適時開示資料をはじめ、決算短信、決算補足資料、KVK通信(旧 事業報告書)、株主総会決議通知などを掲載し、開示資料の充実にも努めております。</p> <p><a href="http://www.kvk.co.jp/ir/index.html">http://www.kvk.co.jp/ir/index.html</a></p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	専門部署は設けず、総務部・企画部・経理部が中心となり兼務で行っております。	
その他	平成6年に株主優待制度を導入し、3月31日現在、1,000株以上所有の株主の皆様へ3,000円相当の入浴用品を6月下旬に送付させていただいております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動規範において立場を明確化しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、大切な「水」に関わる企業として、リデュース(減らす)・リユース(再使用)・リサイクル(再資源化)、そしてリフューズ(避ける)の「3R+1R」を合言葉に、地球環境に配慮した事業活動を通じ、社会の一員として社会的責任を果たすべき様々な取り組みを行っております。また、平成12年7月に環境ISOを全事業所対象のマルチサイト方式で認証取得し、ホームページ上には環境活動のページを設け、主な取組活動を掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、経営内容の公正性・透明性を高め、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーとのコミュニケーションを推し進めていくため、会社情報の適切な管理・開示に努めております。詳細は、後記「その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」をご参照ください。
その他	<p>(女性の活躍の方針・取組について)</p> <p>当社グループでは、仕事と育児の両立を実現できる職場環境づくりに取り組んでおります。女性の活用につきましても、子育てしながら安心して働けるように、育児介護休業制度、短時間勤務制度、計画有給休暇制度などを実施しています。今後も、女性が活躍できる場の拡大に取り組んでまいります。</p>

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1)当社は、企業倫理の確立、法令遵守、社会的責任達成のため、「企業行動規範」を制定し、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の社員に周知徹底を図るとともに、コンプライアンス及びリスク管理の重要性や内部通報制度について教育を実施し、社員の意識向上に取り組む。
  - (2)社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な活動を阻害する恐れのある反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1)取締役は、職務の執行に係る各種情報（株主総会議事録・取締役会議事録・経営会議議事録・稟議書・各種契約書・会計帳簿・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・事業報告・附属明細書・その他重要文書）の保存及び管理については、法令及び社内規程によるものとする。監査役から要求があった場合には、遅滞なく当該情報の閲覧に応じる。
  - (2)情報開示については、情報管理責任者（情報開示担当役員）を置き、法令及び証券取引所の定める適時開示規則などに基づき、重要な会社情報の一元管理を行い、迅速かつ正確な情報開示に努める。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1)当社は、事業環境の変化に対応するため、当社グループの内部統制、コンプライアンス及びリスクを統括的に把握・管理することが重要であると認識し、「リスク管理委員会」を設け、必要な都度開催し、社内規程の整備をはじめ、平常時・発生時の観点から年1回既存リスクの見直しや新たなリスクの洗い出しなど経営上のリスクを総合的に分析し、潜在リスクの最小化や顕在化した場合の対応策に取り組む。
  - (2)品質、安全衛生、環境、情報セキュリティなどのリスクについては、その担当部署または委員会を設けることにより、リスクの未然防止や再発防止に努める。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1)当社は、取締役会を毎月原則1回開催し、経営の基本方針・法令事項・その他の経営に関する重要事項の決定並びに取締役の職務執行の監督を行う。また、取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に行うため、全取締役及び常勤監査役で構成する経営会議を取締役会の下に設け、毎週原則1回開催し、業務上の重要事項について慎重な審議を行い、取締役会で決定する。
  - (2)取締役会の決定に基づく業務執行については、社内規程に権限及び責任の詳細を定める。
  - (3)当社は、将来の経営環境を見据え、当社グループの中期経営計画・年度利益計画を策定し、目標値を設定する。各担当取締役は、経営計画を達成するため、各部署が目標達成に向けた具体策を決定し、経営会議において定期的に達成状況のレビューと改善策を報告する。
- 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - (1)当社は、子会社の経営について担当取締役を責任者として置き、月1回の取締役会に担当取締役が出席し、職務執行の定期的な報告と重要案件について審議を行い、当社グループの迅速かつ確かな意思決定を図るなど、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理に取り組む。また、必要に応じて子会社への指導・支援並びにモニタリングを通じ、経営全般の実効性を高める。
  - (2)当社は、内部統制・牽制機能として、社長直轄の専任スタッフによる内部監査室を設置し、監査役（監査役会）と連携するとともに、監査計画並びに代表取締役社長からの指示に基づき、当社グループの内部統制システムの有効性及び妥当性、法令・定款・社内規程などの遵守状況について業務監査を実施し、業務改善に向けた指摘・指導を行う。指摘事項については改善・是正を求め、監査結果については社長へ報告する。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - (1)当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に基づき内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制の構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令などの適合性を確保する。
  - (2)取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関して適切に監督を行う。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1)当社は、現在監査役の職務を補助する使用人を置いていないが、監査役会規程及び監査役監査基準に則り、監査役から求められた場合には、取締役と監査役の協議の上、監査役の職務を補助するために必要な能力・経験・知識を有する者を配置する。
  - (2)当該使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有する。
  - (3)当該使用人の適切な職務の遂行のため、人事異動・人事評価・懲戒処分などについては、監査役の事前同意を得るものとする。
- 取締役及び使用人などが監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1)当社グループの取締役及び使用人などは、監査役会の定めるところにより、以下の事項を監査役に報告する。
    - ・内部統制システムの構築及び運用状況
    - ・当社グループに著しい損害・不利益を及ぼす恐れのある事実
    - ・取締役及び使用人の職務執行に関して不正行為、法令・定款・社内規程などに違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合、当該事実
    - ・経営会議で報告・審議された案件
    - ・内部監査室が実施した監査結果
    - ・リスク管理委員会の活動状況及び内部通報制度による通報状況
  - (2)当社は、当社グループの取締役及び使用人などが当社監査役への当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1)当社は、監査役会を奇数月、4月及び6月に開催し、監査に関する重要事項について協議・決議を行うとともに、監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスク、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互の意思疎通を図る。
  - (2)監査役は、取締役会に出席するほか、常勤監査役は、経営会議をはじめ社内の重要会議への参加や監査計画に基づく各部署・子会社の個別監査を通じ、取締役の職務執行に関する適法性及び内部統制システムの有効性の経営実態を把握し、適宜意見陳述を行うなど経営の適正な監査・監視に努める。

- (3)監査役は、会計監査人と監査計画に基づき、期中・期末監査終了後に報告会を開催し、会計監査人から監査の方法・結果、内部統制などの詳細な報告を受け、財務報告の信頼性を確認するとともに、内部監査室・会計監査人と必要に応じて相互の意見・情報交換を行うなど連携を密にして監査の実効性と効率性をめざす。また、必要に応じて顧問弁護士の助言を受ける。
- (4)当社は、監査役が職務の執行に伴い生じる費用の請求を行った場合は、監査役の求めに応じて適切に処理する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業活動における法令などの遵守を定めた「KVK企業行動規範」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応することを基本方針とする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力などへの対応に関する統括部署を総務部として、外部専門機関との連携を図るとともに、講習会への参加などにより、反社会的勢力に関する情報収集や社内研修などを通して反社会的勢力排除に向けた社内啓蒙活動を行う。

当社は、反社会的勢力及び同勢力と関係のあるすべての取引先とは一切の取引を行わない。

また、反社会的勢力からの不当要求がされた場合は、統括部署を中心に外部専門機関と連携して対応を図り、民事・刑事の両面から法的対応を講じる。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

### 該当項目に関する補足説明

現時点において、敵対的買収に対する防衛策は導入しておりません。

企業価値を向上させ、市場から適正な評価をいただくことが最良の買収防衛策と考え、経営のさらなる効率化を進めるとともに、具体的な防衛策の導入についても引き続き研究してまいります。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### 1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、会社法、金融商品取引法などの関係法令及び証券取引所の定める適時開示規則などに基づき、重要な会社情報を社内規程（内部情報管理規程）に従い、お客様、お取引先様、株主・投資家様、地域社会の皆様にも、適時適切かつ公正な情報開示に全社をあげて取り組むことを基本方針としております。

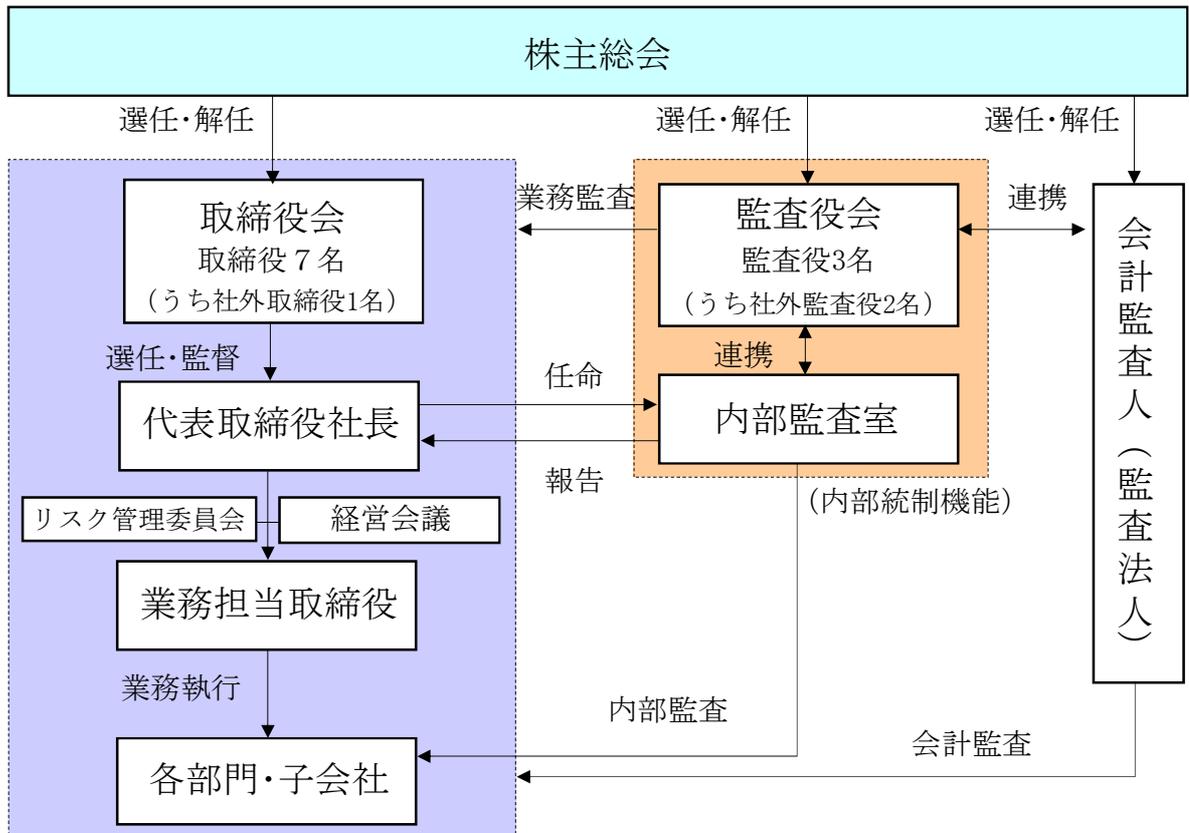
### 2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

- (1) 当社では、情報管理担当部署を企画部とし、企画部を統括する経営管理本部長を情報管理責任者（情報開示担当役員）として、開示情報の一元管理を行い、開示前の社外への情報漏洩防止にも努めております。
- (2) 重要な会社情報は、情報管理責任者が適時開示規則に定められた事項に該当するか否かの判断を行います。情報管理責任者は、決定事実、決算情報については、代表取締役社長に報告し、取締役会承認後速やかに適時開示を行い、発生事実については、発生後速やかに適時開示を行います。
- (3) 当該情報は、情報管理責任者の指示により、速やかに情報管理担当部署を通して適時開示を行います。
- (4) 適時開示に関しては、必要に応じ会計監査人から助言・指導を受けております。

なお、社内体制については、巻末の参考資料をご参照ください。

(参考資料)

## コーポレート・ガバナンス体制



## 会社情報の適時開示に係る社内体制

